

令和 7年 3月25日

日本原駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
2	日本原(7)水質検査	日本原駐屯地	R7.4.1 ~R8.3.31	R7.3.25	R7.3.31 (09時00分)	R7.3.31 (10時00分)	無し	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒708-1325

住所 岡山県勝田郡奈義町滝本

契約機関名(担当) 第356会計隊日本原派遣隊(折口)

電話番号(内線) 0868-36-5151(346)

FAX番号(内線) 0868-36-2198(377)

mailアドレス ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

## 見 積 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
日本原(7)水質検査	仕様書のとおり				
納入(履行) 場 所	日本原駐屯地		納 期 (履行期限)	R7.4.1～R8.3.31	
契約保証金	(免除)		入札(見積)書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年3月31日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

市場価格¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
日本原(7)水質検査	仕様書のとおり				
納入(履行)場所	日本原駐屯地		納期 (履行期限)	R7.4.1~R8.3.31	
契約保証金	(免除)		入札(見積)書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

# 仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和7年3月18日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
作業件名	日本原(7)水質検査	作成年月日	令和7年3月10日

1 作業件名 日本原(7)水質検査

2 作業場所 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地  
岡山県勝田郡奈義町無番地 陸上自衛隊日本原演習場廠舎地区

3 作業期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 作業概要  
駐屯地及び廠舎から検体を採取し、浄水の水質検査を実施する。

5 検査項目 (別添参照)

(1) 駐屯地

ア 浄水基準項目 (年1回、6月基準)

イ 飲料水簡易項目 (年8回、4月、5月、7月、8月、10月、11月、1月、2月基準)

ウ 省略不可項目 (年3回、9月、12月、3月基準) ※飲料水簡易項目含む

(2) 演習場廠舎地区

ア 飲料水簡易項目 (年4回、4月、7月、10月、1月基準)

6 一般事項

(1) 本作業は、仕様書及び関係諸規則に基づき実施する。請負業者は、水道法第二十条第三項の登録を受けた登録水質検査機関であるとともに、水道基準項目に関する品質管理の認証(水道GLP、ISO/IEC17025等)を取得していることを条件とする。

(2) 検体については、駐屯地から20km以内の経路であれば、飲料水簡易項目のみ官側で検体を採取し持ち込みすることが可能とする。20kmを超える場合は、全項目において請負業者の負担により駐屯地に来隊して検体を採取することとする。細部要領は官側と調整し決定すること。

(3) 作業に必要な場所以外には、立ち入らないものとする。

(4) 各月の水質検査数値に異常があった場合については、速やかに官側へ報告するものとし、再検査を実施すること。

(5) 水質検査結果は、検査の都度官側に結果報告書を提出するものとする。

7 検 査

検査は水質検査結果報告書の提出をもって完了とする。

件名	日本原(7)水質検査	
図名	仕様書	1/2

No.	基準項目	水質基準値		浄水基準項目	飲料水簡易項目	省略不可項目
1	一般細菌	100	個/m l	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと		○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	○		
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	○		
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	○		
8	六価クロム化合物	0.05	mg/L	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	○		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	○		
13	ホウ素及びその化合物	1	mg/L	○		
14	四塩化炭素	0.002	mg/L	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	○		
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	○		
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L	○		
20	ベンゼン	0.01	mg/L	○		
21	塩素酸	0.6	mg/L	○		○
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L	○		○
23	クロロホルム	0.06	mg/L	○		○
24	ジクロロ酢酸	0.03	mg/L	○		○
25	ジクロモクロロメタン	0.1	mg/L	○		○
26	臭素酸	0.01	mg/L	○		○
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L	○		○
28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L	○		○
29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L	○		○
30	ブロモホルム	0.09	mg/L	○		○
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	○		○
32	亜鉛及びその化合物	1	mg/L	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	○		
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	○		
35	銅及びその化合物	1	mg/L	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	○		
38	塩化物イオン	200	mg/L	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	mg/L	○		
40	蒸発残留物	500	mg/L	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	○		
42	ジェオスミン	0.00001	mg/L	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L	○		
45	フェノール類	0.005	mg/L	○		
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	mg/L	○	○	○
47	pH値	5.8以上8.6以下		○	○	○
48	味	異常で無いこと		○	○	○
49	臭気	異常で無いこと		○	○	○
50	色度	5度以下	度	○	○	○
51	濁度	2度以下	度	○	○	○

※ 大腸菌は検出回数を記入  
味・臭気は異常回数を記入

件名 日本原(7)水質検査  
図名 仕様書